

令和元年 7 月 16 日

公示第 5 9 7 号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

1. 組合同約 第 4 条の別表 1 中の「株式会社電通テック 東京都千代田区」の次に「株式会社電通メディアランウェイ 東京都港区」を加える。
2. 組合同約 第 9 条の別表 2 中の「株式会社電通テック」の次に「株式会社電通メディアランウェイ」を加える。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

(議員に関する経過措置)

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

	7 月 16 日から
掲示期間	_____
	7 月 23 日まで